

三田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正の概要について

【改正趣旨】 政務活動費の交付額について、減額措置をさらに令和2年10月分まで継続して行うため、標記条例について所要の改正措置を講ずるものである。

【関係法令】 地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項まで

【改正内容】 政務活動費の交付額を令和2年4月から令和2年10月までの間、60,000円から45,000円とする。

【現 行】

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（交付額の特例）

2 平成29年4月から平成32年3月までの政務活動費は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項中「60,000円」とあるのは「45,000円」とする。

【改正案】

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（交付額の特例）

2 令和2年4月から令和2年10月までの政務活動費は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項中「60,000円」とあるのは「45,000円」とする。

【施行期日】 令和2年4月1日